

# 請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果
総務教育	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和5年12月4日 趣旨了承
	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和5年12月4日 趣旨了承
	健康保険証廃止の中止などを求める陳情	令和5年12月4日 趣旨不承
	綾瀬市役所周辺中心市街地土地利用事業に関する陳情	令和5年12月4日 趣旨不承
市民福祉	子どものために保育士配置基準の引上げと保育士の増員を求める意見書の提出を求める陳情書	令和5年11月30日 趣旨不承
	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情	令和5年11月30日 趣旨不承
	国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情	令和5年11月30日 趣旨不承
	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情	令和5年11月30日 趣旨不承
	再生可能エネルギー推進に向けた国への意見書提出を求める陳情	令和5年11月30日 趣旨不承
経済建設	道の駅に関する陳情	令和5年12月1日 継続審査

## ハラスメント防止研修を受講

1月19日、議員がオンラインによる「ハラスメント防止研修」を受講しました。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和3年6月に改正・施行され、家庭生活との両立支援のための体制整備等の環境整備、セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントなどの発生の防止に資する研修の実施や相談体制の整備などの施策を、地方公共団体において講じることが明記されました。

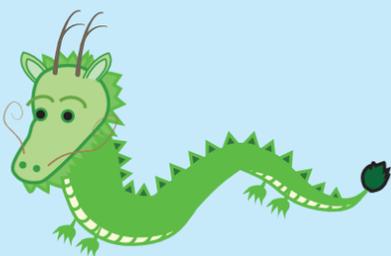


議会全員協議会室にて

員と議員、議員と有権者との関係など、いくつかの事例を基に、ハラスメントの防止について学びました。

## 委員会の行政視察

委員会では、優れた施策を市政に反映させるため、先進地などを視察して、特定事項について情報を収集し、専門的知識を深めています。視察内容の詳細は、議事事務局で閲覧できます。



### ● 経済建設常任委員会

視察日程・10月10日～12日

#### 【香川県善通寺市】

▽「讃岐もち麦ダイシモチ」地域ブランド化に向けた取り組みについて

#### 【徳島県徳島市】

▽公園（とくしま植物園）について

#### 【徳島県鳴門市】

▽道の駅事業について



善通寺市役所にて

### ● 総務教育常任委員会

視察日程・11月8日～10日

#### 【宮崎県宮崎市】

▽宮崎市版「未来の教室」の実現に向けた取り組みについて

#### 【宮崎県都城市】

▽中心市街地中核施設「Mail mall」について

#### 【鹿児島県霧島市】

▽さきしま防災・行政ナビについて



都城市Mail mall内施設にて

### ● 市民福祉常任委員会

視察日程・11月8日～10日

#### 【福岡県北九州市】

▽北九州モデルについて（ICT・介護ロボット等を活用した働き方モデル）

#### 【山口県下関市】

▽次世代育成支援拠点施設ふくふくこども館について

#### 【鹿児島県日置市】

▽生ごみ回収事業について



北九州市役所にて

## 市議会への請願や陳情

- ◆どなたでも提出できます  
市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。
- ◆提出には、次のことに注意してください
  - ・書式は〈例〉を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
  - ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
  - ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
  - ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
  - ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

### 《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)

令和 年 月 日

綾瀬市議会議長  
〇〇〇〇 殿

紹介議員  
(署名又は記名押印)

請願(陳情)者  
住所  
氏名 〇〇〇〇 印  
(氏名は署名又は記名押印)

趣旨  
理由

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

※請願(陳情)者が数人連署する場合は全員の住所、氏名、押印(記名の場合のみ、署名の場合は不要)をお願いいたします。

## 「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センター(☎0467-70-3088)の会員が配布しています。

次号は、令和6年6月15日に発行予定です。